



## 法人設立30周年記念誌

～歩んできた道のりへの感謝を忘れず  
福祉の森とともに明るい未来へ歩みます～



社会福祉法人 比内ふくし会

## 比内ふくし会の責務・使命

1. 社会福祉法人として求められている社会貢献の役割を果たし、大館市内全域のニーズに対応した公益性に根ざした事業経営を推進するため「ひない福祉の森」「福祉センター」「山王台」の3拠点において、各施設・事業所が持っている、介護、支援等サービスの専門的な機能を十分に発揮して、サービス内容の充実を図り、利用者、ご家族、地域から信頼され、喜んでもらえる事業活動・サービス提供を積極的に展開します。
2. 比内地域に地域支援活動の輪を広げていくため、介護予防拠点における高齢者の自立支援や介護予防のほか、障がいや子ども等を対象とした総合的なサポート機能を充実させ、地域の方々と共に“安心して暮らせる地域づくり”に取り組みます。
3. 利用者・ご家族・地域から期待される法人・施設、事業所をめざして全職員が業務に精励し、利用者の生活の質・提供するケアの質等、サービスの質の向上に取り組みます。また、職場内では、人財の確保・定着化を図るため、人財育成や働きやすい、働きがいのあるワーク・ライフ・バランスに配慮した良好な「職場(業務)環境づくり」への取り組みを継続して進めます。
4. 将来的なサービス需要の減少や職員確保の困難な状態等に伴う各種リスクや制度面の変革等による事業経営の難局を乗り越えられるよう、社会福祉法人としての力量を発揮して、事業活動・サービス提供の維持、継続を図ります。

また、それを当法人だけの取り組みとせず、他法人・事業所及び関係機関・団体等との連携・協働等、ネットワーク化を進め、大館市全体の介護サービスの質の向上や地域公益活動・地域包括ケア推進の充実に向けた活動に参画し、その推進役を担い、法人設立30年の実績のある法人としての責任を果たします。

法人代表者	社会福祉法人比内ふくし会 理事長 佐藤 剛
法人住所	秋田県大館市比内町新館字真館21番地6 (〒018-5712 特別養護老人ホームやまぼうし内)
電話番号	0186-55-0680 (FAX 兼用)
ホームページ	<a href="https://www.hinai-fukushikai.jp/">https://www.hinai-fukushikai.jp/</a>
法人設立認可年月日	平成2年 5月28日
法人設立年月日	平成2年 6月 4日
役員数等	理事6名 監事2名 評議員8名
職員数	243名 (令和3年10月1日現在)

## 理 念

《一人ひとりの思いに寄り添い 心を込めて支え合う》

共感

尊重

信頼

共生

安心

私たちは5つのことを大切にしたいサービスを提供します

ご利用される方々が、穏やかに笑顔で過ごせるよう、ご家族様が安心できますよう、職員全員が日々努力と研鑽を重ねて心の込めた“質の高いサービス”を提供します。

そして、住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活を営むことができますよう、必要なサービスや支援の輪をひろげ、地域の方々のご理解・ご協力をいただき、その信頼のもとに共に歩み続けます。



【比内ふくし会記章】



【やまぼうしの写真】

- ・ 比内ふくし会では、法人設立20周年(平成23年)を記念して、記章を制定しています。

記章の図柄は職員公募により「やまぼうし(山法師)」の白い花びらをベースに作成したものです。

「やまぼうし」はミズキ科ミズキ属の落葉高木で、花言葉は「友情」です。相手の立場を尊重し、思いやる心を意味しており、当法人の理念そのものです。

- ・ 令和元年度の特別養護老人ホーム「扇寿苑」等施設の移転改築に伴い「ひない福祉の森」が誕生したことから、その拠点内の施設名称を、記章に合わせてミズキ科の樹木の名称に変更し、統一を図りました。

## 経営・運営方針

### － 4つの基本姿勢 －

#### 利用者に対する基本姿勢

##### [人としての尊厳を大切にしたサービスの提供]

利用者の自己決定を尊重し、人としての尊厳が守られる信頼性の高いサービスを提供するため、職員のチームワークとコミュニケーションによる融和と繋がりのある業務を推進し、情報共有を徹底して利用者のプライバシー、個人情報の保護に努めます。

##### [サービスの質の向上]

利用者の立場に立ち、良質かつ安全・安心なサービスを提供するため、職員が自らの職務に誇りを持って資質の向上を図り、サービスの質の向上に向けて取り組みます。

##### [地域との関係の維持]

住み慣れた地域での生活を継続できるよう在宅サービスの充実・強化に取り組み、入居施設において、家族や知人、友人等との関係が維持されるよう支援するとともに、地域交流やボランティア活動を促進し、地域との関係のさらなる向上に努めます。

##### [生活環境・利用環境の向上]

利用者のプライバシーの保護及び安全かつ衛生的で快適な環境となるよう、生活環境・利用環境の向上に努めます。

#### 社会に対する基本姿勢

##### [地域における公益的な取り組みの推進]

社会福祉法人としての地域貢献の責務を果たすため、地域の多様なニーズを把握し、関係機関や関係者等との連携・協働のもと福祉課題、生活課題の解決に取り組み、地域における公益的活動を推進します。

##### [地域から信頼と協力を得るための情報発信]

ホームページによる経営情報の閲覧・公表や地域に向けた各施設・事業所のサービス提供内容等の情報発信を積極的に進めます。

#### 福祉人材に対する基本姿勢

##### [職員の確保及び定着に向けた取り組み]

職員個々の成長を促して各自が持っている能力を十分に発揮できるようキャリアパス運用システムの推進を図るとともに、ワークライフバランスへの配慮や職員処遇の継続的改善を進め、職員が定着する「働きやすい職場環境づくり」を目指します。

##### [職員の育成への取り組み]

体系的な研修プログラムを策定し、キャリア形成や能力開発のための教育・研修の実施、資格取得の支援を充実します。

#### マネジメントに対する基本姿勢

##### [コンプライアンス(法令遵守等)の徹底及びガバナンス(組織統治)の確立]

経営理念に基づき、定款等関係法規を遵守するとともに、社会的ルールに沿って、法人を取り巻く様々なリスクから組織を守り、「事業を積極的に推進する力を持つ組織づくり」、そして「社会的責任と使命を果たせる自ら改める組織づくり」をめざして取り組みを実践します。

##### [健全な財務規律の確立]

公益性に根ざした事業活動を可能にするために、適正な収益を確保し、安定的な経営基盤を確立して、収支バランスに配慮した資金活用に努め、透明性の高い財務管理を行います。

## ■ 第1部 比内ふくし会の事業活動（実践⇒めざす姿・果たす役割）

第1章	「ひない福祉の森」の誕生	5
第2章	事業活動の取り組み・実践内容等	7
	1. 利用者に対するサービス提供の充実	
	<基本姿勢>	
	<事業所組織>	
	<事業所紹介>	
	<利用者・入居者の活動内容など>	
	<特別養護老人ホームの一日>	
	<医療機関との連携>	
	<介護ロボットの導入>	
	<感染症対策>	
	<表彰など>	
	<地域との交流活動>	
	2. 社会に対する公益的な活動の展開	
	<基本姿勢>	
	<地域への生活支援・ボランティア活動>	

## ■ 第2部 働きやすい職場環境づくり

第1章	福祉人財に対する基本姿勢	30
第2章	活動状況	31
	1. 雇用環境の改善・キャリアパスへの取り組み	
	<雇用環境の改善への取り組み>	
	<キャリアパスへの取り組み>	
	<福利厚生SSへの取り組み>	
	2. 男女共同参画・子育て支援	
	3. 健康づくり	

## ■ 第3部 法人の組織運営

第1章	マネジメントに対する基本姿勢	37
第2章	組織体制	38

## ■ 第4部 比内ふくし会30年の歩み（沿革）

### 【資料】・定款

## 第1部 比内ふくし会の事業活動(実践⇒めざす姿・果たす役割)

### 第1章「ひない福祉の森」の誕生

当法人設立30周年を目前にした令和元年12月に、特別養護老人ホーム扇寿苑等の移転先(大館市比内町新館地区)において施設整備が完了したことから、その周辺の施設敷地を含めて「ひない福祉の森」と称したものです。

#### 誕生に至った経緯

当法人では、新たな「特別養護老人ホーム(個室ユニット：50床)」の建設に向け、かつて比内町当時、「福祉の森」構想のあった山林を取得し、建設予定地として敷地造成を行うなど条件整備をした上で、国庫補助金施設整備事業の認可を受け、平成25年9月に「特別養護老人ホームはなみずき」の建設に着手、翌年7月に完成、オープンしました。

その施設の完成を契機に、平成19年9月に豪雨による米代川氾濫の危機から避難した「特別養護老人ホーム扇寿苑」等の入居者の安全確保を図るため、10年越しの悲願であった安全・安心な高台への施設移転の実現を目指して関係機関への協議や要請活動等を重ねた結果、“危険な立地の施設移転事業”として認められ、移転による「特別養護老人ホームやまぼうし(従来型多床室：70床、短期入所：10床)」、「グループホームやまぼうし(2ユニット：18床)」の施設整備に着手することができました。

令和元年12月には新たな施設の完成と同時に入居者の引っ越しも無事終わることができ「ひない福祉の森」として誕生しました。

#### 「ひない福祉の森」の施設等

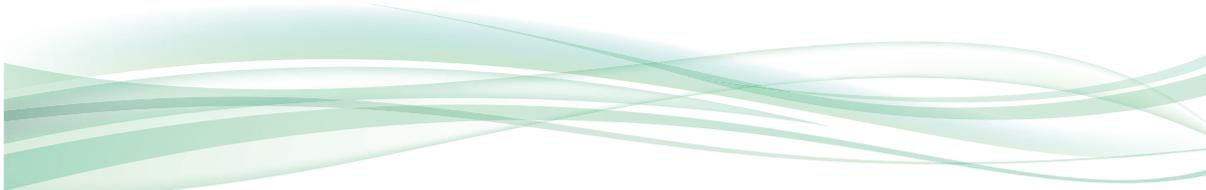
「ひない福祉の森」には、特別養護老人ホームの「やまぼうし」「はなみずき」の2施設、グループホーム「やまぼうし」、合築による小規模多機能型居宅介護「みずきの家」とグループホーム「はなみずき」の5つの介護保険施設があります。

また、「特別養護老人ホームはなみずき管理棟(地域交流ホール)」では令和2年4月から「居宅介護支援事業所ひない」が、令和3年4月からは「介護サービスセンターひない(訪問介護)」が「大館市比内福祉保健総合センター」から移転して業務を行っています。

このことから、「ひない福祉の森」では入居施設のサービス提供を中心に、居宅介護サービスとの連携・協力を図って、地域の方々の入居・利用の需要に十分応えることができるよう事業の推進、業務の提供に取り組んでいます。



現在の「ひない福祉の森」(令和3年10月撮影)



## 第2章 事業活動の取り組み・実践内容等

### 1. 利用者に対するサービス提供の充実

#### <基本姿勢>

#### (1)「人としての尊厳」を大切にした介護・看護・支援

各職員がそれぞれの職位・職務において、サービスの提供、家族対応、苦情への対処等で「人としての尊厳」を大切にし、一層の思いを込め、自信と誇りを持って、介護、看護、支援等の業務に従事します。

#### (2)利用者・ご家族に安全・安心を与え、信頼を得られるサービス提供への取り組み

利用者、ご家族に安全・安心を与え、信頼を得られるサービス提供を行うため、各事業所の部門方針・行動計画に掲げる実践目標の達成をめざして、日常の業務において各種業務マニュアルの活用を十分に図りながら、サービスの質の向上に向けて取り組みます。

#### (3)利用者・ご家族及び地域関係者等の参加・協力によるサービス向上への取り組み

コロナ禍による経験を踏まえ、新・生活様式に配慮した施設・事業所運営及びサービス提供に努め、ご家族や地域との協力関係を再構築し、これまで以上に参加・協力を得てサービス向上に取り組めます。

#### (4)リスクマネジメント推進への取り組み

法人内の各種リスク(非常災害、車両事故、介護事故、感染症等)に対処するため、リスクマネジメントによる取り組みの強化を図り、リスク発生時に適切な対応が可能となるよう、そのための準備や推進体制づくりに取り組みます。

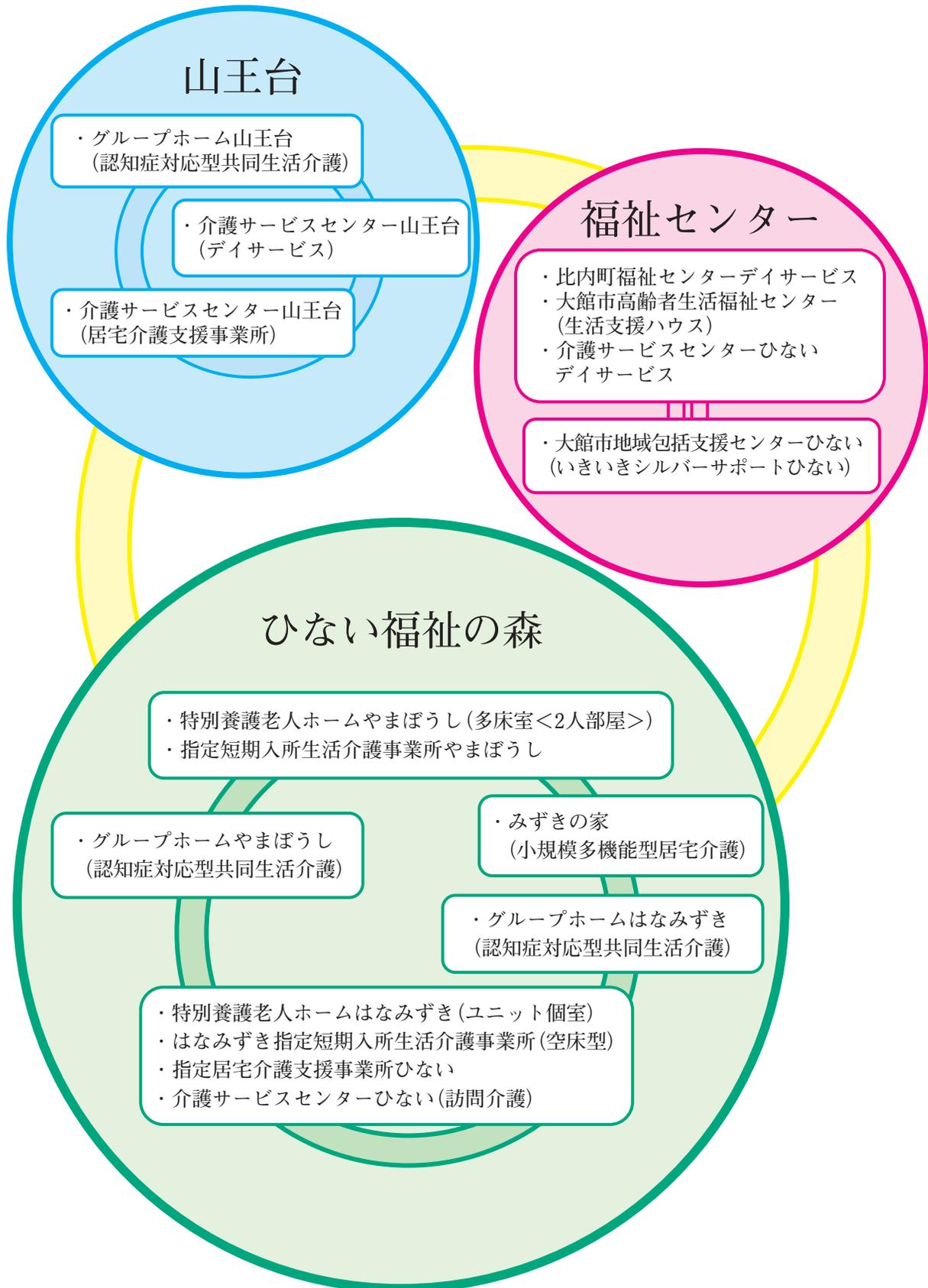
#### (5)地域との関係の維持

法人全体として取り組みが不足している「地域との関係の維持」に向け「ひない福祉の森」の2つの特養が中心となって地域交流・ボランティア活動の推進に取り組んでいきます。

#### (6)生活環境・利用環境の向上

利用者にとって快適な居住・利用スペースを提供できるよう各施設の衛生面、安全面に十分配慮した生活環境・利用環境づくりに努めます。

## <事業所組織>



## <事業所紹介>

### 【ひない福祉の森】

#### ◆特別養護老人ホームやまぼうし

(大館市比内町新館字真館21-6 TEL 0186-55-2020)

##### ★入居定員★

70名

##### ★入居条件★

- ・原則として、要介護3以上で65歳以上の方。
- ・要介護1や要介護2であっても、やむを得ない場合は、入居が認められる場合があります。(特例入居)

##### ★サービス内容★

- ・1フロア20名。
- ・一人ひとりの趣味や嗜好、こだわりを大切に、個別・グループケアを重視しています。
- ・20名のグループを生活の単位とし、家庭的な環境で生活することで、認知症の進行予防及び緩和を目指しています。
- ・2人部屋となっており、仕切りを設けることで、プライバシーに配慮された空間となっています。
- ・入浴に関しては、多種多様な浴槽があり、その方の状態に合わせた浴槽で対応することが可能です。
- ・パブリックスペースがあり、親しい入居者様やご家族様、地域住民との交流・憩いの場として、活用ができます。
- ・遠方からのご家族様が宿泊される際や看取り対応の際にご利用いただけるよう、家族室を設置しています。
- ・介護ロボット『眠りスキャン』を導入し、入居者様の生活リズムと健康管理、安全面に配慮したケアを実践しています。



#### ◆指定短期入所生活介護事業所やまぼうし

(大館市比内町新館字真館21-6 TEL 0186-50-7370)

##### ★入居定員★

10名

##### ★利用条件★

- ・要支援、または要介護1～5と認定された方。
- ・介護者が病気や冠婚葬祭、旅行、出張等で不在になった時など、短期間の利用ができます。
- ・介護ロボット『眠りスキャン』を導入し、入居者様の生活リズムと健康管理、安全面に配慮したケアを実践しています。



### ◆グループホームやまぼうし(認知症対応型共同生活介護)

(大館市比内町新館字真館21-7 TEL 0186-45-4177)

★入居定員★

18名 2ユニット(各ユニット9名)

★入居条件★

- ・ 認知症と診断された方で要支援2、または要介護1～5と認定された方。
- ・ 認知症状が安定し、おおむね身の回りのことが自分ででき、共同生活に支障がない方。

★サービス内容★

- ・ 入居者様が家庭的な環境の中で、共同生活を営み、認知症症状の軽減・維持を図るサービスや専門的なサポートを受けながら、自分らしく暮らせるよう支援しています。
- ・ 入浴や食事等、日常生活に必要な援助を行い、入居者様の状態を考慮し家事活動や買い物に出掛ける等、暮らしの中に役割を持つことを重視したケアに取り組んでいます。
- ・ 介護ロボット『眠りスキャン』を導入し、入居者様の生活リズムと健康管理、安全面に配慮したケアを実践しています。



◎令和3年2月19日、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団様より助成を受け、福祉車両を整備しました。毎日の外出支援(買い物や余暇活動、通院等)で活用しています。

### ◆特別養護老人ホームはなみずき

(大館市比内町新館字真館21-2 TEL 0186-59-4536)

★入居定員★

60名(全6ユニット)

★入居条件★

- ・ 原則として、要介護3以上で65歳以上の方。
- ・ 要介護1や要介護2であっても、やむを得ない場合は、入居が認められる場合があります。(特例入居)

★サービス内容★

- ・ 1ユニット10名。
- ・ 全室個室で、一人ひとりのプライバシーの配慮と生活リズムを大切にしています。
- ・ 食事や入浴、様々な活動を各ユニットで行い、顔馴染みのスタッフと家庭的な雰囲気です。
- ・ 1人ひとりの趣味やこだわりを尊重し、最後までその人らしさを大切に、個別ケア(介護)を行っています。部屋には、ご自宅にある使い慣れた家具や小物を持参することができます。1日24時間を自宅で過ごしていたように、職員が日々の関りを大切にしています。
- ・ 地域の方との交流や活動の場として、パブリックスペースを活用することができます。ご家族や親しいご友人とお話しできる、セミパブリックスペースもあります。



### ◆はなみずき指定短期入所生活介護事業所(空床型)

★入居定員★

定員なし(特養はなみずきに空床がある時に限り利用可能)

★利用条件★

- ・ 要支援、または要介護1～5と認定された方。
- ・ 介護者が病気や冠婚葬祭、旅行、出張等で不在になった時など、短期間の利用ができます。

## ◆グループホームはなみずき(認知症対応型共同生活介護)

(大館市比内町新館字真館21-3 TEL 0186-59-6888)

### ★入居定員★

9名(1ユニット)

### ★入居条件★

- ・ 認知症と診断された方で要支援2、または要介護1～5と認定された方。
- ・ 認知症状が安定し、おおむね身の回りのことが自分ででき、共同生活に支障がない方。

### ★サービス内容★



- ・ 家庭的な環境の中で、共同生活を営みながら、認知症状の進行の予防・緩和を図るサービスや専門的なサポートを受けることで、その方らしい生活が送れるように、入居者様一人ひとりの「想い」を大切にお手伝いします。
- ・ 入浴や食事等、日常生活に必要な援助を行います。また、入居者様の状態を考慮した家事活動や買い物支援等、暮らしの中に役割を持つことを重視したケアを実践しています。
- ・ 介護ロボット『眠りスキャン』を導入し、入居者様の生活リズムと健康管理、安全面に配慮したケアを実践しています。

※『みずきの家』と『グループホームはなみずき』は合築のため、利用者・入居者様間の交流や職員間の連携(医療面を含む)を図っています。

## ◆みずきの家(小規模多機能型居宅介護)

(大館市比内町新館字真館21-3 TEL 0186-59-5101)

### ★登録定員★

25名

### ★利用条件★

要支援、または要介護と認定された方。

### ★サービス内容★

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、「通い」サービスを中心に、「泊まり」「訪問」のサービスを柔軟に提供しています。

#### ○「通い」サービス

定員15名(9:00～16:00)

- ・ 登録者様、ご家族様の希望に応じ、時間も選択でき「お昼まで」や「お風呂だけ」といった短時間の利用も可能です。

#### ○「泊まり」サービス

定員9名(16:00～翌日9:00)

- ・ 「通い」サービスとの組み合わせも可能です。
- ・ 宿泊が必要な際は馴染みの職員がサービスを提供するため、安心して利用いただけます。

#### ○「訪問」サービス

- ・ 登録者様、ご家族様の希望に応じ、自宅訪問、安否確認、ご自宅で必要な介護のお手伝いを行っています。「通い」や「泊まり」のサービスを利用しない日もご利用できます。



◎平成31年1月31日、公益財団法人24時間テレビチャリティー委員会様より、福祉車両を寄贈していただきました。毎日の送迎業務に活用しています。

### ◆指定居宅介護支援事業所ひない

(大館市比内町新館字真館21-2 TEL 0186-55-1200)

介護支援専門員(ケアマネージャー)が、介護サービスを受けるために必要な「要介護認定」の申請代行や居宅サービス計画(ケアプラン)の作成の依頼を受付けています。

#### ★ケアマネージャー★

介護保険の認定を受けたご本人様やそのご家族様からの相談に応じ、ご本人様の心身の状態や生活環境などに応じた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、希望に沿った適切なサービスを利用できるように市町村やサービス事業所、介護保険施設などの連絡や調整を行う専門職です。

#### ★主な業務内容★

- ・介護に関する相談受付
- ・居宅介護サービス計画書の作成
- ・介護保険サービス提供事業所との連絡調整
- ・サービス計画に基づくサービス実施状況の把握と評価
- ・要介護認定申請の代行
- ・介護保険給付管理
- ・介護保険等に関する質問や苦情の受付



### ◆介護サービスセンターひない(訪問介護)

(大館市比内町新館字真館21-2 TEL 0186-55-0622)

#### ★利用定員★

40名

#### ★利用条件★

要介護認定、要支援認定を受けている方。  
基本チェックリストで事業対象者となった65歳以上の方。

#### ★サービス内容★

訪問介護員が、利用者のご自宅を訪問し、身体介護や生活援助等のサービスを提供しています。

訪問介護員は、介護福祉士・介護員養成研修修了者・介護職員初任者研修修了者等のいずれかの資格を取得しており、援助に必要な知識や技術を身につけているため、安心して利用することができます。

## 【福祉センター】

### ◆比内町福祉センターデイサービス

(大館市比内町新館字館下79-1 TEL 0186-55-1670)

- ★利用定員★ 35名
- ★利用条件★
  - ・ 要介護認定、要支援認定を受けている方。
  - ・ 基本チェックリストで事業対象者となった65歳以上の方。
- ★サービス内容★
  - ・ 送迎サービス
  - ・ 入浴、排泄、食事等の介護
  - ・ 生活に関する相談及び助言
  - ・ 機能訓練
  - ・ 健康状態の確認
  - ・ その他の必要な日常生活上の支援

◎平成31年3月12日、JAあきた北農業協同組合様より、福祉車両を寄贈していただきました。



◎令和2年3月27日、公益財団法人日本財団様より助成を受け、福祉車両を整備しました。

### ◆介護サービスセンターひない デイサービス

(大館市比内町新館字館下79-1 TEL 0186-55-3100)

- ★利用定員★ 25名
- ★利用条件★
  - ・ 要支援認定を受けている方。
  - ・ 基本チェックリストで事業対象者となった65歳以上の方。
- ★サービス内容★
  - ・ 送迎サービス
  - ・ 入浴、排泄、食事等の介護
  - ・ 生活に関する相談及び助言
  - ・ 機能訓練
  - ・ 健康状態の確認
  - ・ その他の必要な日常生活上の支援



### ◆大館市高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)

(大館市比内町新館字館下79-1)

- ★入居定員★ 11名
- ★入居条件★
  - ・ 60歳以上のひとり暮らし、または夫婦のみの世帯の方で、高齢等のため独立して生活することに不安があり、かつ身体的な介護を必要としない方。
- ★サービス内容★
  - ・ 住居の提供及び各種相談、助言、緊急時の対応
  - ・ 必要に応じた保健福祉サービス等の手続きの援助
  - ・ 各種行事及び交流のための場の提供等



## ◆大館市地域包括支援センターひない

(大館市比内町扇田字上扇田49-1 TEL 0186-55-0665)

高齢者の方々が、住み慣れた地域で生活していけるよう、保健・福祉・医療等、様々な面から生活を総合的に支援している機関です。

### ★主な業務内容★



市立扇田病院内での  
オレンジカフェ



認知症サポーター養成講座

- ・相談窓口  
健康や福祉、医療や生活に関すること等、様々な相談に対応しています。  
高齢者虐待や消費者被害等の相談も受けています。
- ・自立支援  
介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービスの利用手続き・更新等について支援するとともに、介護予防サービスや介護予防事業の利用についてもお手伝いをしています。
- ・ふれあいサロン「かたりあい」  
比内地区の65歳以上の方々を対象に、大館市生きがい健康づくり支援事業(元気な高齢者が要介護状態にならないよう、介護が必要な方もそれ以上悪化させないようにする取り組み)を実施しています。
- ・家族介護教室  
介護者の健康づくりや介護予防、介護方法等の知識や技術を習得する教室を、毎月第2火曜日に開催しています。気軽に参加でき、日ごろの疑問や悩みを参加者同士で打ち明けることで、気持ちが楽になれるように交流の場を設けています。

## ◆「いきいきシルバーサポートひない」(介護予防拠点)

### ★主な業務内容★

- ・軽体操や簡単な脳トレ等の実施による介護予防、認知症予防
- ・気軽に集い、お茶飲みやおしゃべりが楽しめる憩いの場
- ・比内地区の65歳以上の方々の気軽に何でも相談できる機関(介護のこと、健康のこと、生活のこと等)



軽体操

## ◆ひない元気アップ活動(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業)

### ★主な業務内容★

管理栄養士等の医療専門職がサロン等の通いの場に伺い、フレイル予防(「健康」と「要介護」の中間の段階)を啓発する活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防の健康教育等、心身の健康づくりのお手伝いをしています。



◎令和元年10月15日、公益財団法人みずほ教育福祉財団様より、配食用小型電気自動車を寄贈していただきました。  
大館市比内福祉保健総合センターで行っている配食サービス事業「ひない食宅便」で、毎日の食事配達と見守り活動のために活用しています。

## 【山王台】

### ◆グループホーム山王台(認知症対応型共同生活介護)

(大館市池内字上野234-1 TEL 0186-43-3888)

#### ★入居定員★

18名 2ユニット(各ユニット9名)

#### ★入居条件★

- ・ 認知症と診断された方で要支援2、または要介護1～5と認定された方。
- ・ 認知症状が安定し、おおむね身の回りのことが自分ででき、共同生活に支障がない方。

#### ★サービス内容★



- ・ 入居者様が家庭的な環境の中で、共同生活を営み、認知症症状の軽減・維持を図るサービスや専門的なサポートを受けながら、自分らしく暮らせるよう支援しています。
- ・ 入浴や食事等、日常生活に必要な援助を行い、入居者様の状態を考慮し家事活動や買い物に出掛ける等、暮らしの中に役割を持つことを重視したケアに取り組んでいます。

### ◆介護サービスセンター山王台 居宅介護支援事業所

(大館市池内字上野234-1 TEL 0186-43-3999)

介護支援専門員(ケアマネージャー)が、介護サービスを受けるために必要な「要介護認定」の申請代行や居宅サービス計画(ケアプラン)の作成の依頼を受付けています。

#### ★ケアマネージャー★

介護保険の認定を受けたご本人様やそのご家族様からの相談に応じ、ご本人様の心身の状態や生活環境などに応じた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、希望に沿った適切なサービスを利用できるように市町村やサービス事業所、介護保険施設などの連絡や調整を行う専門職です。

#### ★主な業務内容★



- ・ 介護に関する相談受付
- ・ 居宅介護サービス計画書の作成
- ・ 介護保険サービス提供事業所との連絡調整
- ・ サービス計画に基づくサービス実施状況の把握と評価
- ・ 要介護認定申請の代行
- ・ 介護保険給付管理
- ・ 介護保険等に関する質問や苦情の受付

## ◆介護サービスセンター山王台 デイサービス

(大館市池内字上野234-1 TEL 0186-42-1220)

★利用定員★ 30名

★利用条件★

- ・ 要介護認定、要支援認定を受けている方。
- ・ 基本チェックリストで事業対象者となった65歳以上の方。

★サービス内容★

- ・ 送迎サービス
- ・ 入浴、排泄、食事等の介護
- ・ 生活に関する相談及び助言
- ・ 機能訓練
- ・ 健康状態の確認
- ・ その他の要介護(支援)者に必要な日常生活上の支援



令和2年8月27日、公益財団法人JKA様の補助を受け、福祉車両を整備しました。毎日の送迎に活用しています。



デイサービスの送迎



節分行事の様子



近所の小学生との交流

## <利用者・入居者の活動内容など>

### ◆特別養護老人ホームやまぼうし



### ◆グループホームやまぼうし



◆特別養護老人ホームはなみずき



◆グループホームはなみずき



◆みずきの家



◆比内町福祉センターデイサービス・介護サービスセンターひないデイサービス



◆グループホーム山王台



◆介護サービスセンター山王台(デイサービス)



## <特別養護老人ホームの一日>



6:00 起床



個々の好みや栄養のバランスを考えた食事を提供しています。

8:00 朝食

午前 ティータイム

入浴・リハビリ・散髪

自由時間



ティータイムにはおやつを一緒に作ったり、自分の趣味に没頭したりと、思い思いの時間を過ごしています。



12:00 昼食

午後 入浴・リハビリ・散髪

自由時間



季節の行事をみんなで楽しんでいます。

17:30 夕食



自由時間



身体機能の維持・向上のため、機能訓練を実施しています。



20:00 就寝



週1回嘱託医の回診と看護職員による日々のバイタルチェックで健康管理をしています。



特殊浴槽



シャワーバス

個々の状態に応じて入浴を楽しんでいただけるよう、いろいろなタイプの浴槽を設置しています。

## <医療機関との連携>

### 1.入居者の健康管理

当法人では、車で5分圏内にある大館市立扇田病院の協力を仰ぎ、事業開始と同時に密に連携を図ってきました。嘱託医による週1回の定期回診を行い、診察の上、療養上の指示や必要に応じて、入居者への処置や薬の処方等を行っています。

日常の健康管理は、看護と介護の職員が連携して行っており、異常の早期発見、病状変化への対応、服薬管理等を行っています。看護職員は、夜間は不在となりますが、オンコール(電話)体制により、何か異常があれば直ぐに駆け付け、対応しています。

歯科治療は神成歯科医院に協力病院として診療をお願いしています。

また、必要に応じて、他の医療機関とも連携を取り、速やかに対応を行っています。



嘱託医による定期回診

### 2.医療行為



たん吸引の様子

たん吸引・経管栄養(経鼻、胃・腸ろうなど)の医療行為については、看護職員や適切な研修(認定特定行為業務従事者認定)を修了した介護職員が対応しています。

また下記内容の医療行為は、嘱託医の指示の下、看護職員が対応しています。

導尿・留置カテーテル、インスリン投与、褥瘡処置、ペースメーカー装置者、ストマ(人口肛門)、緊急時の酸素投与、その他

### 3.急変時の対応

体調が急変し、緊急を要する事態となった際は、嘱託医・看護職員の指示の下、職員が付き添い、必要な医療機関を受診します。ただし、緊急性に応じては心肺蘇生を行い、救急車を要請しています。

### 4.定期健康診断・予防接種など

定期健康診断は、協力病院である大館市立扇田病院で毎年実施しています。

また、インフルエンザや新型コロナワクチン、肺炎球菌ワクチンなどの予防接種は、嘱託医が定期回診時に合わせ、施設内で実施しています。



特養医務室

## <介護ロボットの導入>

### ★介護ロボットの導入による介護の負担軽減

当法人では、平成30年4月にみずきの家(小規模多機能型居宅介護：9床)とグループホームはなみずき(認知症対応型共同生活介護：9床)に初めて介護ロボットである「眠りスキャン」の導入を行いました。その後、令和元年12月に特別養護老人ホームやまぼうし(80床 ※短期入所10床含む)、グループホームやまぼうし(18床)に導入しました。今後は、特別養護老人ホームはなみずき(60床)への導入を計画しています。

その他ICT導入としては、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加することで、一気通貫となる(転記等の業務が発生しなくなる)ためのソフト導入も計画しており、業務の効率化を図っていきます。

#### 【眠りスキャンとは・・・】

見守り型の介護ロボットで、ベッドに設置したセンサーにより、睡眠状態・覚醒状態・呼吸数・心拍数・起き上がり・離床の確認が、パソコン上でリアルタイムに把握することができます。また、入居者の状態に合わせたアラーム設定が可能であり、呼吸数や心拍数が著しく低減した場合や下肢筋力低下によって転倒を繰り返す方が起き上がった場合等、アラームの設定をすることで健康面・転倒面の双方の見守りをすることができます。その他状態の変化など利用者自身でも気付かない体調変化を伝えるアシストをしてくれます。

入居者と職員にとって多くのプラス要素があり、介護の負担軽減が図られています。



#### "眠り"をスキャンするベッド

就寝、覚醒、  
起き上がり、離床を  
リアルタイムで  
モニタリング



## <感染症対策>

### 1. 特別養護老人ホームにおける感染症への取り組み方針及び内容

当法人では、感染症等が発生した場合、あるいはその疑いがある場合は、規模の程度にかかわらず、速やかに対策を取っています。職員や利用者が感染予防の目的で実施するための対策としては、次のものを行っています（※標準予防策を含む）。

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| ① 手指衛生        | ② 個人防護具等の使用          |
| ③ 咳エチケット      | ④ ケアに使用した器材、器具等の取り扱い |
| ⑤ リネン類の取り扱い   | ⑥ 入居者、利用者の排泄物等の取り扱い  |
| ⑦ 入居者、利用者への配慮 | ⑧ 利用者と家族の面会等への配慮     |
| ⑨ 施設内の衛生管理    |                      |

※ 標準予防策(スタンダード・プレコーション)の具体的な内容

- ・手洗い      ・手袋の着用      ・マスクやゴーグルの使用
- ・エプロンやガウンの着用      ・ケアに使用した器具の洗浄と消毒
- ・リネンの消毒      ・環境対策等

### 2. 感染症対策委員会の開催・研修等

- ・感染症対策委員会(毎月開催)
- ・委員会主催の研修(新任職員・異動職員への感染症マニュアル研修、手指消毒研修、疥癬対策研修、吐物処理研修、インフルエンザ・コロナウイルス対応研修等)

その他、新型コロナウイルス等の感染症対策に関する外部研修会や講習会に適宜参加しています。



### 3. 新型コロナウイルス感染症への対策

当法人では、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスを提供していることを踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に実施しています。感染症対策に必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ、介護サービスを提供しています。令和2年度は、秋田県新型コロナウイルス感染症対策緊急包括支援給付金を活用し、感染症対策に必要な物資の調達を行いました。(給付支援金13,493,000円)

また、当法人では秋田県高齢者施設簡易陰圧装置設置支援事業費補助金を活用して、新型コロナウイルス感染症対策の一環として簡易陰圧装置を設置しています。(感染症の感染が疑われる入居者が発生した場合に、感拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、入所系の5施設<各施設5居室>に簡易陰圧装置を設置したものです。)

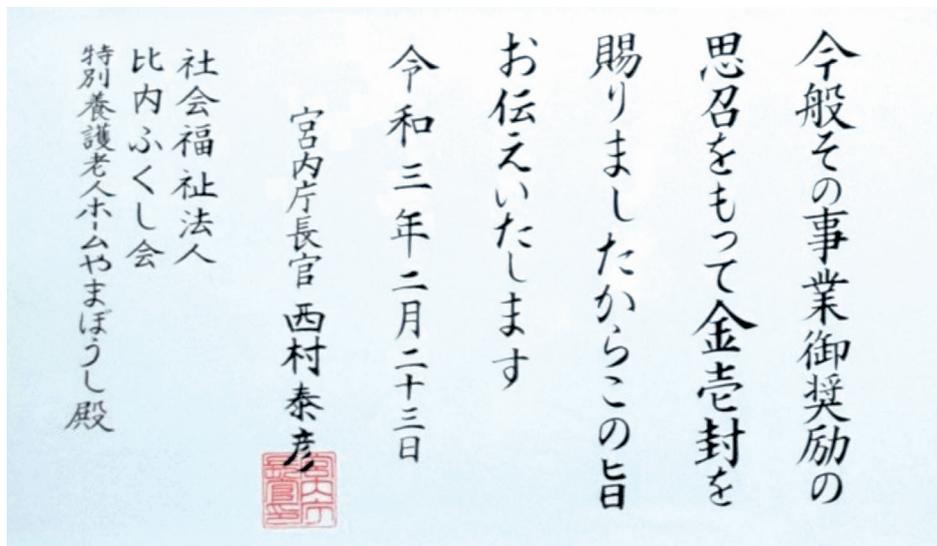


居室内に設置の簡易陰圧装置

## ＜表彰など＞

### ★優良民間社会福祉事業施設として天皇陛下より御下賜金を拝受

拝受日 令和3年2月24日



2月23日の天皇誕生日に際し、社会福祉事業御奨励のため、事業運営が優良な民間社会福祉施設・団体(例年、各都道府県及び各政令指定都市より各1団体)に対し、天皇陛下より金員が御下賜されております。令和2年度に「特別養護老人ホームやまぼうし」が選ばれ、法人設立30周年の節目の年に、大変光栄なことに御下賜金を拝受することができました。

### ★令和2年度「秋田県バリアフリー推進賞」受賞

受賞日 令和3年3月12日

秋田県バリアフリー条例の整備基準に適合し誰もが安全で快適に生活できるよう配慮された施設、積極的にバリアフリーに取り組んだ施設として、特別養護老人ホームやまぼうしが令和2年度の「秋田県バリアフリー推進賞」に選ばれました。

駐車場から出入口、居室・浴室等の利用スペースに全て段差の無い設計となっており、車いす利用者の移動にも配慮された設計になっているところ、トイレやエレベーターが、誰もが使いやすいような整備がされているところ、入居者の状態に合わせ居室内の洗面台の高さ調整が可能なところ等が高く評価され、施設部門のバリアフリー推進賞を受賞いたしました。



## ＜地域との交流活動＞

### ★比内中学校ボランティア活動

比内中学校の生徒の皆さんに、毎年、当法人内施設・事業所においてボランティア活動を行っていただいています。  
ボランティア活動を通じ学んだことや感じたことを、今後の進路や生活に生かしていただければと思います、活動の場・機会を数多く準備しています。年度末には、そのボランティア活動(当法人発行のボランティアポイントが10点に達成した生徒)に対し、感謝状を差し上げています。



### ★北秋田市出身の郷土力士「豪風関(現押尾川親方)」施設を訪問

当法人の施設・事業所では、毎年のように大相撲の豪風関(現押尾川親方)から訪問していただいております。大館市比内福祉保健総合センターでの訪問の際は、豪風関が到着すると、デイサービス利用の方々が大喜びで出迎え、握手を交わしたり、ゲームを一緒に行ったりと楽しい時間を過ごしています。親方となってからは、コロナ禍のため訪問をしていただくことができなくなっていますが、今後部屋のお弟子さんを引き連れて訪問していただくことになっています。



## 2. 社会に対する公益的な活動の展開

### <基本姿勢>

#### ① 地域における公益的な取り組み

社会福祉法人の責務である公益的な役割を地域の中で果たしていくために、法人内の各施設・事業所において実施しているサービス提供、生活支援、相談活動等の業務の中で、公益事業・活動を積極的に展開していきます。

- ①「いきいきシルバーサポートひない」を拠点とした介護予防事業・生活支援活動への取り組み
- ②地域における公益的活動への取り組み(総合相談、生活困窮者、引きこもり、要介護者等への支援等)
- ③その他の地域から求められる支援事業・活動への取り組み

#### ② 地域から信頼と協力を得るための情報発信

地域から信頼と協力を得ていくために、新たに誕生した「ひない福祉の森」の各施設・事業所が持っている専門的機能や実施しているサービス提供の内容等を中心に、比内ふくし会の各種事業・業務について積極的に周知を図り、理解を得てサービス利用の選択をしてもらえるよう、あらゆる機会を捉えた情報発信に努めていきます。

##### ◎ふれあいサロン「かたりあい」



【健康づくりに努めます】

##### ◎出向型サロン



##### ◎ひない食宅便の配達



【配達をかねて見守りを行います】

##### ◎医療と介護のフレイル予防



【管理栄養士がアドバイスします】

## <地域への生活支援・ボランティア活動>

当法人では、令和2年度から地域における公益的な活動(地域公益活動)事業として、「ひないおじゃまし隊」と「ひない年末夕食便」を実施しています。この2つの事業は、大館市比内地区在住の一人暮らしの高齢者、高齢者だけの世帯、日常生活上支援を必要とする方等の中で、コロナ禍による感染拡大防止を目的に、県内外から家族が年末に帰省しない場合を対象として、本人の希望を伺って支援を行っています。

### ひないおじゃまし隊

介護保険事業では対応できない年末の大掃除や年始の準備等、年末の困りごとに対し、1件1時間を目安に、職員が支援を行います。

### ひない年末夕食便

12月31日に当法人の栄養士・調理員等が日頃の感謝の気持ちを込めて作った年越しのお弁当を、見守り活動を兼ねて配達します。

令和3年度からは「ゆきなげ隊(除雪作業)」や「衣類バンク(必要な方へ衣類提供)」の支援も加え、地域の方々の住み慣れた町で安心・安全に暮らしたいという願いを叶えるために、継続的に活動を行っています。



## ★「大館市災害支援ネットワーク」への参画



特別養護老人ホーム扇寿苑にて  
(北鹿新聞社提供)

大雨を想定し避難訓練  
命をつなぐ連携

当法人は、大館市内の7つの社会福祉法人で組織する「社会福祉施設等災害支援ネットワーク」の一員として参画しています。このネットワークは、平成19(2007)年の記録的な豪雨災害を教訓に、災害時に各施設が相互支援することを目的に設立されたものです。

災害に対する地域の強み・弱みを認識し今後やるべき課題を見つけ、それを解決することを目的に随時集合し訓練等を行っています。訓練を重ねて、他法人・施設とも情報を共有することで、今後の局地的な災害発生時などに、相互に連携して対応できることになっています。

## ★東日本大震災後の災害派遣ボランティアへの参加

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災による被害に対して、当法人では平成23年9月13日～18日(6日間)、2人の職員を災害ボランティアとして岩手県大槌町にある「特別養護老人ホーム三陸園」に派遣しました。大槌町は、津波とそれにより発生した火災で、大きな被害が出ました。

### ＜派遣された職員より＞

派遣先は山の高台にあったため、建物への津波の影響はありませんでした。しかし、震災後職員の退職が続いたため、職員数が不足し、入居者へのサービス提供に支障がでている状況でした。派遣期間中も、ボランティアが毎日入れ替わり、その中でその日いる職員等と協力して、入居している方々が、安心して暮らせるよう介護・看護等の業務に従事し頑張ってきました。

最終日には、利用者・職員の方々から、たくさんの感謝の言葉をいただきました。



## ★大館市「消防団協力事業所」認定

認定日 令和元年10月1日



消防団協力事業所は、消防団活動に励みやすい環境づくりを目指し、大館市が2009年に制度を創設しました。従業員のうち3人以上が消防団員で、消防団活動へ配慮し、災害時の資機材提供等に協力していることが条件です。

当法人では、令和3年4月1日現在5名が消防団員として活躍しており、勤務時間中に火災や水害等各種災害が発生した場合には、出来る限り早めに出動し、協力できるよう支援しています。

## 第2部 働きやすい職場環境づくり

### 第1章 福祉人財に対する基本姿勢

#### ① 職員の確保及び定着に向けた取り組み

介護・看護等の人財不足が深刻になっており、新規採用者を含めた職員の職場定着率を高めるとともに、将来的には外国人財の受け入れについても検討を進めていきます。また、職員の定着化を促進するため、キャリアパス運用システムの推進を図り、職員個々の成長を促して、持っている能力を十分に発揮できるような業務推進に努めます。

- ①効果的な採用計画の推進及び採用活動の実践
- ②職員のキャリアパス運用システムの推進・実践
- ③ワークライフバランスに配慮した「職場(業務)環境づくり」の推進

#### ② 職員の育成への取り組み

職員の人財育成研修や資格取得支援への取り組みを積極的に進め、職員個々に対する育成面談等の機会を設ける等、専門的な知識や技術を身につけた質の高い職員の育成に努めます。

- ①人財育成研修プログラムに基づく職員研修等の実施
- ②資格取得への支援
- ③新規採用者に対する指導体制の確保及びスタッフへの育成面談等の実施
- ④「職能要件シートの活用」や「業務改善活動の実践」等によるサービスの質向上への取り組み及び介護事故・ヒヤリハット事例の分析結果等を教材にした具体的な実務研修の実施

#### 比内ふくし会 「求める人財像」

1. 優しさと思いやりのこころを持ち、笑顔で仕事ができる人
  - ・利用者に感動を提供したい、喜ぶ顔がみたいと考えている
  - ・笑顔であいさつできる
  - ・困難に直面しても気持ちを切り替えて前向きになれる
2. 相手の思いを理解、尊重し、配慮できる人
  - ・先輩や仲間と力を合わせる大切さ、楽しさを知っている
  - ・相手に対して興味・関心をもち、お互いの個性を認め合い、高め合うことができる
3. 柔軟な思考で、自ら考え、行動できる人
  - ・変化に柔軟に対応しようとする気持ちがある
  - ・なぜ(Why)、どうやったら(How)、と考え続けられる
  - ・受け身の姿勢でなく、自ら進んで取り組もうとする

## 第2章 活動状況

### 1. 雇用環境の改善・キャリアパスへの取り組み

#### <雇用環境の改善への取り組み>

#### ★秋田県「障害者雇用優良事業所知事表彰」受賞

受賞日 平成29年12月21日

障害者の雇用に関し、優良な事業所として表彰されたもので、当法人では、毎年のように大館市内にある秋田県立比内支援学校の実習生の受け入れを行い、障害者雇用の重要性を認識し、率先して雇用に努めて参りました。

現在、8名(介護2名、洗濯・清掃5名、総務1名)を雇用しております。

【障害者実雇用率 2.36% (令和3年6月1日)】

※法定雇用率 2.30%



#### ★秋田県介護サービス事業所認証評価制度認証事業者に決定

決定日 平成31年3月22日

秋田県介護サービス事業所認証評価制度の認証評価項目は全部で15項目です。適正な採用活動、計画的な人材育成とキャリアパス、透明性と納得の給与制度、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくり、地域との交流等、当法人は全ての条件を満たしたため、認証事業者に決定されました。



#### ★大館市奨学金返還助成制度パートナー企業

登録日 令和2年1月21日

「大館市奨学金返還助成制度」とは、将来を担う若者の地元大館市への定住促進と人材確保のため、高校や大学などを卒業し、働きながら奨学金を返還する方を助成する制度です。当法人では、「大館市奨学金返還助成制度」のパートナー企業として、令和2年1月に登録し、当法人へ就職した方で助成制度利用対象者の方に対し、奨学金の返還を支援しています。



## <キャリアパスへの取り組み>

キャリアパスとは、職員がある職位や役職に就くまでに辿る経歴(キャリア)や道筋(パス)のことです。当法人でも、キャリアパスへの取り組みを行っています。

### ★キャリアパス



当法人では、職員に対する役割や能力等の基準を段階的に明示し、このキャリアパスに沿って、職員の育成を行い、給与・役職等の処遇を決定しています。

職位や経験年数等に応じた人財育成・レベルアップ研修やその他各施設での内部研修、外部研修等の研修制度のほか、個人のスキルアップを支援する資格取得支援、人財育成を目的とする育成面談等を実施しています。

令和2年度からは、このキャリアパスに沿って、職員の職務及びサービス業務への従事に係る達成目標を設定した「職能要件シート」を作成し、その項目への実践を通して、資質の向上を図り、利用者、ご家族、地域等の期待に応えられる事業・業務の推進に努めていきます。

### ★資格取得支援

当法人では、職員の人財育成やキャリア形成を目的に、資格取得の支援をしています。受講料や受験料等の費用に対する助成のほか、受講日や受験日等は職務専念義務を免除しています。取得後は、資格取得記念品のお祝いや、業務内容や資格の有無に応じた業務手当に反映されます。

平成29年度に、対象となる資格を介護に関するものだけでなく、看護師や管理栄養士まで拡充し、より多くの職員の能力開発のために支援しています。この制度を利用し、毎年3～5名程の職員が資格を取得しています。



## <福利厚生への取り組み>

### ★サークル活動



平成25年度より、職員の福利厚生の一環として職員のサークル活動費を支援しています。これまで野球部、劇団「やまぼうし」、競走部の活動を支援してきました。普段顔を合わせることの少ない職員同士のコミュニケーションの場となっており、地域の行事や大会に参加するなど、楽しく活動しています。5人以上集まれば、新たにサークルを作ることができます。

## ★年次有給休暇取得促進

平成30年より、年次有給休暇の取得促進を目的とした「誕生月休暇」制度を設けました。これは、年次有給休暇を付与されている職員(嘱託、臨時・パート職員も含む)は誕生月には必ず年次有給休暇を取得しましょうというものです。

この制度を設ける以前の年次有給休暇の平均取得日数は6.7日でしたが、平成30年には7.8日に増えました。平成31年4月の法改正により、「年5日取得義務化」されたこともあり、令和2年には9.9日となりました。一般事業主行動計画に掲げる「平均取得日数10日以上」という目標達成まで目前です。

今後も年次有給休暇が取得しやすい環境を整え、職員の心身の健康を維持し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを推進します。



## 2. 男女共同参画・子育て支援

### ★男女共同参画推進員会議

平成22年、特別養護老人ホーム扇寿苑が「男女イキイキ職場宣言」事業所となり、男女共同参画推進員を男女各1名設置し、職場内の男女共同参画推進に積極的に取り組んできました。

平成28年度からは、各ブロック(扇寿苑、福祉センター、山王台、はなみずき)に推進員を設置し、定期的に推進員会議を開催しています。法人全体で取り組みを推進し、安心して働き続けることができる職場環境づくりを目指しています。



## ★秋田県「ベビーウェーブ・アクション会長表彰 (脱少子化モデル企業)」受賞

受賞日 平成25年10月16日

本表彰は、「脱少子化ウェーブを巻き起こす行動県民会議」(通称：ベビーウェーブ・アクション、会長：佐竹知事)が、少子化克服のモデルとなる取り組みを行っている企業・団体・個人(以下「企業等」という。)を表彰しているものです。

当法人が実施している資格取得支援や子の看護休暇制度の充実(時間単位での取得可、小学校卒業前までの子を対象など)などが、若者の県内定着や出産・子育て支援につながる取り組みとして評価され、受賞の運びとなりました。

## ★くるみん(子育てサポート企業)認定

認定日 平成28年4月25日

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。



当法人では、子の看護休暇制度が、法定を上回る「小学校卒業前までの子を対象」としており、時間単位で取得可能など充実しています。その制度内容と付与日数を対象職員にリーフレットを作成・配付し、周知を図ったことで、男性職員を含む多数の職員がこの休暇を取得しています。また、職員の休憩室に子育てや両立支援に関する制度の情報を綴ったファイルを設置したり、年次有給休暇の取得日数について、現状を上回る目標を定め、取得を促進するなどの取り組みが認められ、認定を受けました。



## ★「男女イキイキ職場宣言事業所」推進協定

協定締結日 平成28年10月20日

男女が共にその個性や能力を発揮し、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる環境づくりに取り組む企業等として、秋田県と協定を結び、平成22年、特に女性や若い世代の多い職場であった特別養護老人ホーム扇寿苑において「男女イキイキ職場宣言」をいたしました。

その後、特別養護老人ホームはなみずきが開設され、事業所数や職員数が増えたため、平成28年に比内ふくし会として協定を結び直しました。



## ★大館市「働くパパママ応援企業」認定

認定日 平成29年2月20日



大館市こども課では、従業員の“仕事”と“子育て”の両立を積極的に支援する事業所を、「働くパパママ応援企業」として認定しています。

育児介護休業法を上回る「小学校卒業前までの子を対象とする」子の看護休暇制度の拡充など、本法人のこれまでの仕事と子育ての両立支援への取り組みが、認定基準を満たし、認定されました。

## ★秋田県「子ども・子育て支援知事表彰」受賞

受賞日 平成30年8月6日

本表彰は、次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定の上、届け出を行い、子ども・子育て支援に関し積極的な活動を行っている企業・団体等を、平成20年度から県が表彰しているものです。

当法人における子ども・子育て支援活動の主な取り組みである、女性職員の育児休業取得率100%、小学校卒業前までの子を持つ職員を対象とする子の看護休暇制度(1子につき5日/年間)の実施等、育児やワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みが評価され、知事表彰受賞の運びとなりました。



## ★子どもお仕事参観日の開催

子どもお仕事参観日は、職員で組織する男女共同参画推進員会議の中で提案されたもので、働くパパ・ママに触れる機会を創ることによって、親子の絆をより深め、新たなコミュニケーションを生み出すとともに、職場と家族の交流を図ることで、職場の中の仕事と育児・家庭の両立支援の意識醸成に繋げることを目的として、子どもたちの夏休みに合わせて開催しています。高齢者の疑似体験や車椅子体験、施設入居の皆様と一緒にかき氷作りを行い、楽しくお話をし、交流等も図っています。



### 3. 健康づくり

職員の健康意識を高め、健康保持増進のため、健康づくりの取り組みを行っています。

#### ★衛生委員会

衛生委員会は、労働安全衛生法第18条により、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに設置することが義務付けられています。



当法人では、「特別養護老人ホームやまぼうし」と「特別養護老人ホームはなみずき」にそれぞれ衛生委員会を設置し、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について、調査・審議しています。

定期的な職場巡視、腰痛予防などの研修会開催、健康診断結果やストレスチェックの結果等や労働災害の原因と再発防止等について、産業医より助言をいただき、職場環境の改善に努めています。

#### ★「受動喫煙防止宣言施設」に登録

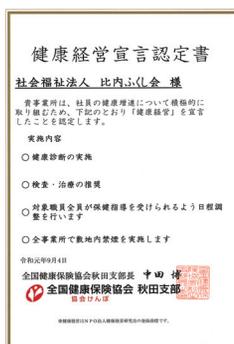
登録日 平成29年2月3日

職員の健康のため、平成29年1月1日より法人施設・事業所の「敷地内禁煙」を実施しました。敷地内の「禁煙」に取り組む施設・事業所として、平成29年2月、全国健康保険協会秋田支部(協会けんぽ秋田支部)と秋田県健康福祉部健康推進課がん対策室との共同事業である「受動喫煙防止宣言施設」に登録しました。



#### ★健康経営を宣言

認定日 令和元年9月4日



当法人では、職員の健康増進について積極的に取り組んでいくため、協会けんぽ秋田支部に健康経営宣言を行い、認定されました。

健康診断の実施、検査・治療の推奨、保健指導対象職員全員が全員受けられよう日程調整、全事業所敷地内禁煙の実施を行っています。

## 第3部 法人の組織運営

### 第1章 マネジメントに対する基本姿勢

#### ① コンプライアンス(法令遵守等)の徹底及びガバナンス(組織統治)体制の強化

- (1) コンプライアンスに係る取り組み
- (2) 業務執行及び組織統治への取り組み
- (3) 役員及び経営管理職等の幹部職員の確保

#### ② 資金計画に基づく適正な資金運用

- (1) 収支バランスに配慮した資金活用
- (2) コスト意識の醸成

サービスの品質向上等を目的に実施している「業務改善活動」の実践内容を全職員に周知し、理解・協力を得て、職員が自ら取り組む活動として、継続してその成果を積み重ねていくことができるよう、日常業務の効率化、節約等に向けた取り組みも含めて推進し、コスト意識の醸成を図っています。



負担軽減



業務時間の見直し

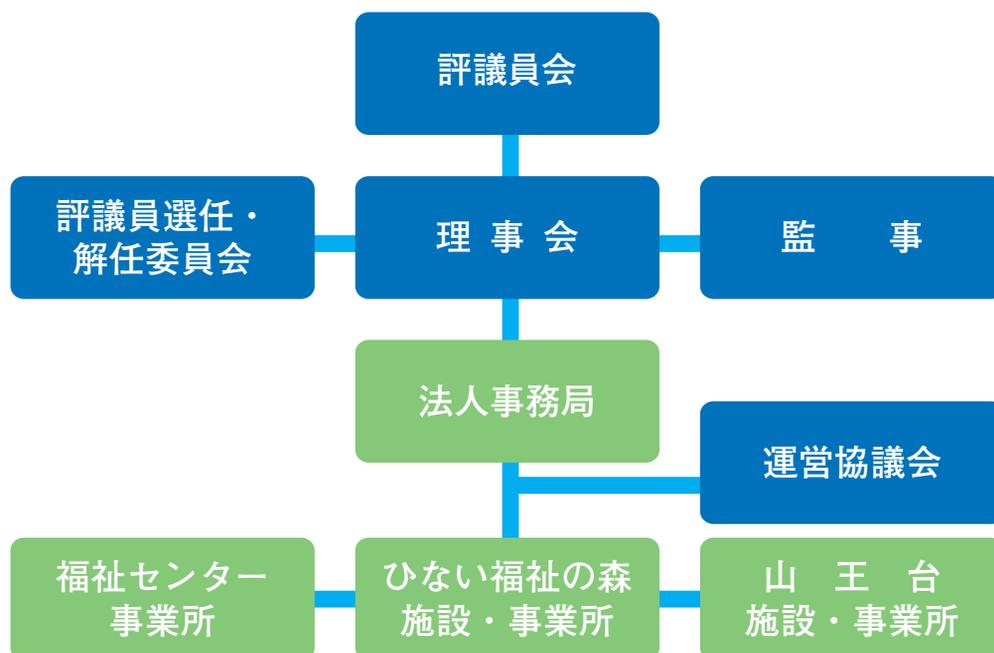


コスト削減

#### ③ 事業・業務上の課題解決に向けた継続的な見直し及び改善努力

- (1) 「特養はなみずき」の職員業務体制強化によるサービス水準の向上に併せた収支バランスの確保
- (2) 在宅サービス事業所の運営資金の安定的な確保
- (3) ICT(情報通信技術)の活用や介護ロボット等の導入(既に特養・グループホーム等に導入している眠りスキャンの使用実態、メリット等の情報収集を踏まえた入居者の生活リズムの改善、介護事故の軽減等への取り組み含む)による生産性の向上(職員の待遇改善、多様な人財採用・育成、離職防止・定着化、介護職の魅力向上に結びつける営み)をめざした業務改善・サービスの質向上への取り組み

## 第2章 組織体制



**評議員会** 法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員を選任・解任等を通して法人運営を監督する最高意思決定機関。  
(評議員8名)

**理事会** 法人業務の重要事項を決定。理事長が法人を代表。  
(理事6名)

**監事** 法人の業務監査及び会計監査、理事の職務執行の監査。  
(監事2名)

**評議員選任・解任委員会** 評議員の選任と解任を行う組織。評議員選任・解任委員は、理事会で選任。  
(委員4名)

**運営協議会** 地域の代表や利用者又は利用者家族の代表者等を構成員とし法人運営の透明性を図り、意見を反映させる。  
(委員10名)



## 第4部 比内ふくし会 30年の歩み(沿革)

年 月 日	内 容
<b>【扇寿苑ブロック】</b>	
平成 2年 5月 28日	社会福祉法人比内ふくし会設立認可(設立登記の完了 同年6月4日)
3年 3月 15日	特別養護老人ホーム扇寿苑(新築)の完成(開所 同年4月1日)
10月 1日	扇寿苑デイサービスセンターの開所
5年 11月 1日	在宅介護支援センター(特養併設)の開所
10年 11月 13日	扇寿苑デイサービスセンター(改築)の完成
11年 12月 6日	痴呆性老人グループホーム(定員9人)の完成
14年 3月 1日	特別養護老人ホーム扇寿苑の増床(定員50名→80名)
16年 3月 1日	扇寿苑グループホームの増設(1ユニット9名→2ユニット18名)
18年 4月 1日	大館市地域包括支援センター扇寿苑の受託 (扇寿苑在宅介護支援センター閉所)
20年 8月 29日	在宅介護支援センター(特養併設)の廃止
21年 9月 15日	移送サービス事業の開始
23年 12月 1日	介護サービスセンター扇寿苑(訪問入浴介護)事業の開始



年 月 日	内 容
-------	-----

31年 3月 1日  
 令和元年12月23日  
 12月27日  
 2年 3月31日

扇寿苑デイサービスセンターの廃止  
 扇寿苑グループホームの移転(ひない福祉の森へ)  
 特別養護老人ホーム扇寿苑の移転(ひない福祉の森へ)  
 扇寿苑ブロック建物解体工事の完了



**【山王台ブロック】**

平成19年 7月23日  
  
 8月 1日  
 10月 1日  
 22年 3月15日  
 23年 3月 1日

グループホーム山王台の完成  
 (認知症対応型共同生活介護1ユニット9名)  
 介護サービスセンター山王台(居宅介護支援事業所)の完成  
 グループホーム山王台の開所  
 介護サービスセンター山王台(居宅介護支援事業所)の開所  
 介護サービスセンター山王台デイサービスの完成(開所 同年4月1日)  
 グループホーム山王台の増設(1ユニット9名→2ユニット18名)



比内ふくし会30年の歩み(沿革)  
 第4部

年 月 日

内 容

【福祉センターブロック】

平成12年	4月	1日	福祉センターデイサービス、ヘルパーサービスステーション、居宅介護支援事業所における事業開始 生活支援ハウス、比内町在宅介護支援センターの受託
17年	6月	19日	比内町在宅介護支援センター(大館市比内福祉保健総合センター内)の廃止
22年	4月	1日	大館市比内福祉保健総合センター指定管理の開始 (大館市地域包括支援センター扇寿苑、扇寿苑居宅介護支援事業所の移転)
29年	4月	1日	介護サービスセンター扇寿苑を介護サービスセンターひないに名称変更 扇寿苑居宅介護支援事業所を居宅介護支援事業所ひないに名称変更
30年	4月	1日	大館市地域包括支援センター扇寿苑を大館市地域包括支援センターひないに名称変更



31年	4月	1日	介護サービスセンターひない訪問入浴 事業休止
令和元年	12月	20日	いきいきシルバーサポートひない(介護予防拠点)の開所 ※大館市地域包括支援センターひない同所へ移転
2年	4月	1日	介護サービスセンターひない訪問入浴・移送サービス事業の廃止
	5月	1日	介護サービスセンターひないデイサービスの開所(定員25名)



年 月 日

内 容

【福祉の森ブロック】

平成26年 7月 1日

特別養護老人ホームはなみずきの開所 定員50名  
はなみずき指定短期入所生活介護事業所の開所 定員10名



30年 4月 1日

介護サービスセンターひない小規模多機能ホームの開所 登録定員25名  
グループホームひないの開所 定員9名

令和元年 11月 1日

はなみずき指定短期入所事業所の廃止

12月23日

グループホームやまぼうしの開所 定員18名  
※扇寿苑グループホーム移転改築整備完了  
(名称を、「扇寿苑」から「やまぼうし」に変更)

12月27日

特別養護老人ホームやまぼうしの開所 定員70名  
指定短期入所生活介護事業所やまぼうしの開所 定員10名  
※特別養護老人ホーム扇寿苑移転改築整備完了  
(名称を、「扇寿苑」から「やまぼうし」に変更)  
※移転改築整備事業完成に伴い真館地区を「ひない福祉の森」と総称



2年 2月 1日

介護サービスセンターひない小規模多機能ホームをみずきの家に名称変更  
グループホームひないをグループホームはなみずきに名称変更

4月 1日

居宅介護支援事業所ひないを特別養護老人ホームはなみずき内に移転

3年 2月24日

天皇陛下からの御下賜金を拝受(特別養護老人ホームやまぼうし)

4月 1日

介護サービスセンターひない訪問介護を特養はなみずき内に移転

5月 1日

はなみずき指定短期入所生活介護事業所(空床型)の開所



比内ふくし会30年の歩み(沿革)  
第4部

## <資料>

### 社会福祉法人 比内ふくし会 定款

#### 第 1 章 総 則

##### (目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 介護保険法に基づく通所介護事業及び第1号通所事業の経営

(ロ) 老人短期入所事業の経営

(ハ) 認知症対応型共同生活介護事業の経営

(ニ) 介護保険法に基づく訪問介護事業及び第1号訪問事業の経営

(ホ) 障害福祉サービス事業の経営

(ヘ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

##### (名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人比内ふくし会という。

##### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

##### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を秋田県大館市比内町新館字真館2番地6に置く。

#### 第 2 章 評 議 員

##### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

##### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

##### (評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

##### (評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

##### (評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が35万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができるものとする。

### 第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 危機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に署名又は記名押印する。

### 第 4 章 役 員 及 び 職 員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上
  - (2) 監事 2名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とし、2名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 常務理事及び業務執行理事の選任にあたっては、定款第24条第2項に定める施設長等の職にあり、理事に就任した者の中から選定するものとする。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事を置いた場合、常務理事は、理事長の業務執行を補佐するとともに、社会福祉法第45条の1第6第2項の業務執行理事としての業務を理事会において別に定めるところにより分担執行する。

また、業務執行理事を置いた場合には、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事、業務執行理事は、毎会計年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は理事長が任免する。

## 第5章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第25条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第26条 運営協議会の委員は10名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第27条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第28条 法人が第26条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第29条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第30条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。  
(別表1 土地・建物)
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第44条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、大館市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、大館市長の承認は必要としない。

- 2 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 3 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

## 第 8 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 介護予防支援事業
- (3) 地域包括支援センター運営事業の受託
- (4) 生活支援ハウス事業の受託経営
- (5) 大館市比内福祉保健総合センターの管理運営事業の受託経営
- (6) 訪問入浴介護事業
- (7) 移送サービス事業
- (8) 配食サービス事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第45条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第 9 章 解 散

(解 散)

第46条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大館市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大館市長に届け出なければならない。

## 第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、社会福祉法人比内ふくし会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 編集後記

法人設立30周年の節目に、ここに無事記念誌を発刊することができました。諸般の事情や時間的な制約の中での編集となり、記録漏れ等欠けた点は多々あったかと思いますが、何卒ご容赦ください。

令和2年6月の法人設立30周年を迎えるにあたり、令和元年度から様々な記念的な行事等を開催することで準備を進めていた矢先に、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受け、記念行事等の計画・延期を繰り返し、結果的には記念的な行事を一切行わず、1年遅らせる形で記念誌の発行に至りました。法人設立20周年以降の10年間の記録、歩みとして編集しております。

Withコロナ、Afterコロナにおける介護福祉業界の新たな生活様式を取り入れ、地域福祉の発展のため、一人ひとりの思いに寄り添い、心を込めて支え合っていくことが、比内ふくし会の使命と感じています。

最後に、編集にあたりご指導・ご協力をいただきました、役職員の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

30周年記念誌編集委員一同

令和4年3月1日発行

発 行 社会福祉法人比内ふくし会  
秋田県大館市比内町新館字真館21番地6  
電 話 0186-55-0680 (FAX 兼用)  
ホームページ <https://www.hinai-fukushikai.jp>  
印 刷 所 株式会社 北鹿新聞社

